

## 石川県立中央病院厚生労働科学研究費補助金内部監査マニュアル

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年3月31日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）（以下「ガイドライン」という。）に基づき、厚生労働科学研究費補助金（以下、「科研費」という。）の適正な運営・管理を行うため、不正使用が発生するリスクを洗い出し、不正使用防止に向けて、重点的かつ機動的な監査を実施するための手順を定める。

### 1. 監査の対象および方法

#### （1）定例監査

①内部監査を行う年度の前年度実績分を対象とし、科研費の採択件数の概ね10%以上の件数を対象とする。但し、前年度の科研費の採択件数が5件に満たない場合は、前年度以前の採択数に遡って対象とし、実施するものとする。

②実施時期は6月～8月とする。

#### （2）リスクアプローチ監査

①ガイドラインに例示されている、不正使用が発生するリスク要因に着目した次の監査を実施する。

- ・納品後の換金性の高い物品等の事実確認
- ・研究者の出張の事実確認
- ・予算執行が研究計画に比して著しく遅れている研究者への事実確認
- ・その他必要とするもの。

②実施時期は通年とする。

### 2. 監査対象の抽出方法

科研費に採択された科研費のうち内部監査部署が決定する。

### 3. 監査項目及び項目ごとの点検事項

監査項目及び項目ごとの点検事項は、別表に定める。

4. リスクアプローチ監査は、別表のチェックシート（様式1）に基づき、ヒアリング及び実地監査により実施する。

5. 内部監査部署は、リスクアプローチ監査を実施するときは、ヒアリング対象者を任意に抽出し、監査日程とともに、ヒアリング対象者へ通知するものとする。

6. 内部監査部署は、監査終了後遅滞なく、監査実施報告書（様式1）を監事に提出するものとする。

### 7. 監査結果の活用

監査報告の取りまとめ結果については、コンプライアンス教育で周知するなどして、不正使用防止を図る。

附 則

このマニュアルは、令和4年3月9日から施行する。